

平成22年度から米政策が変わります!!

2 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成

米戸別所得補償モデル事業

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償が直接支払いにより実施されます。

(1) 交付単価

定額部分 15,000円 (10アール当たり)

変動部分 平成22年産の販売価格が、過去3年の販売価格を下回った場合にその差額を基に算定 (グラフ参照)

(2) 交付対象者

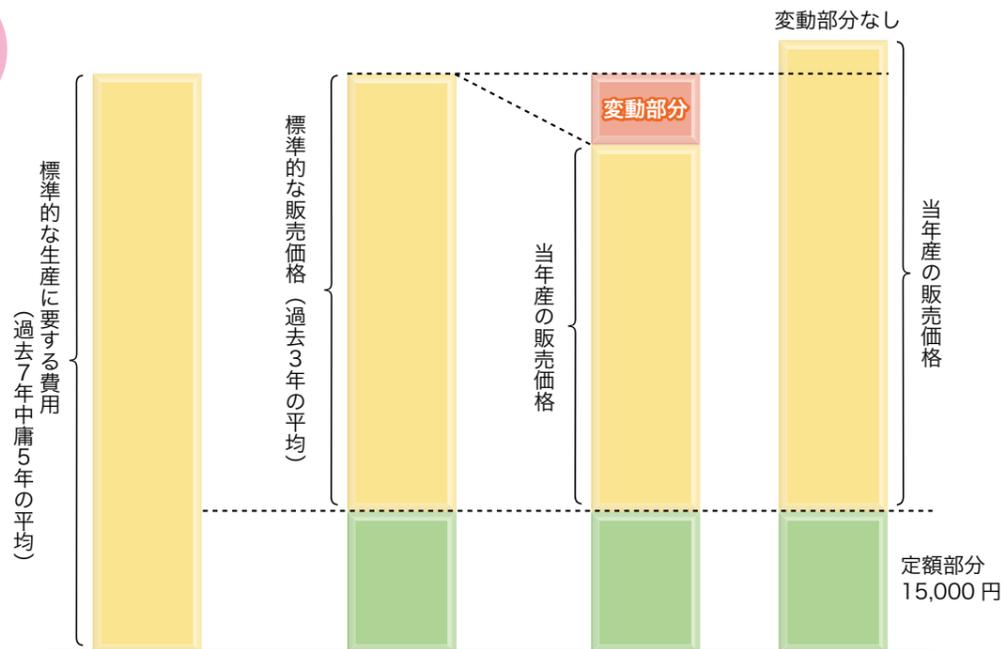
米の「生産数量目標」に即し生産 (生産調整に参加) した販売農家・集落営農のうち、**水稲共済加入者** (当然加入面積 (25アール) 未済の場合は、平成21年度の出荷・販売の実績のある方)



(3) 交付対象面積

主食用米の水稲共済加入面積から一律10アールを差し引いた面積 (ただし、当然加入面積以下の作付け者で水稲共済未加入者の場合は、水稲作付面積から一律10アールを差し引いた面積)

参考 グラフ



【問合せ先】 ■本庁農政課 (内線 4223) および各支所産業建設課
■鹿児島農政事務所地域第一課 ☎ (22) 4156

「水田利活用自給力向上事業」と「米戸別所得補償モデル事業」からなる「戸別所得補償制度に関するモデル対策」が導入され、農政転換の扉が開かれます。

平成21年度との変更点

	平成21年度	平成22年度
転作部分	生産調整を達成した生産者に、転作作物作付や団地化、土地利用集積などに対して、地域水田協議会が定めた交付単価で交付金を交付 要件：①生産調整の達成 ②集荷円滑化対策への加入	生産調整の達成に関係なく、国が定めた作物に対して、全国統一単価で交付金を交付 (一部については県統一単価) ※集荷円滑化対策は停止
水稲部分	交付金なし	水稲作付面積に対して全国統一単価で交付金を交付 要件：生産調整の達成

平成22年度戸別所得補償モデル対策の概要

1 自給率向上のための戦略作物などへの直接助成

水田利活用自給力向上事業

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米などの戦略作物の生産を行う農家に対して、交付金が直接支払いにより交付されます。

(1) 交付単価

作物		単価 (10アール当たり)
戦略作物	麦	45,200円
	大豆	42,100円
	飼料作物 (青刈り水稲含む)	34,500円
	新規需要米 (米粉用米・飼料用米・WCS用稲 (稲発酵粗飼料) など)	80,000円
	加工用米 (焼酎麹用・菓子用など)	25,000円
	そば・なたね (景観形成用は除く)	20,000円
その他作物 (野菜・果樹・花き・その他地域振興作物)		11,000円
その他作物 (地力増進作物・景観形成作物)		8,000円
二毛作助成 (主食用米と戦略作物または戦略作物同士の組み合わせ)		15,000円

※捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約など交付要件があります。また、新規需要米・加工用米・青刈り水稲は農政事務所長の認定が必要です。

(2) 交付対象者

これまで需給調整 (生産調整) に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産調整」の達成にかかわらず助成対象とします。